

## 修理見積書

( 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 )

※ 市が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額 (総工事費) 円 (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額 (応急修理分) (※1) 円 (消費税込)

見積金額 (被災者負担分) 円 (消費税込)

**工事内訳は別紙のとおり**  
(工事内訳は、修理業者が普段使用している様式を添付すれば良い)

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 706,000円の範囲内  
準半壊の場合： 343,000円の範囲内

※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可。)すること。  
修理業者は内訳(見積もり)の作成にあたって、応急修理対象工事に○をつけるなど、対象を区分すること。

※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事を確認すること。

### 穴水町長

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

(※修理申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

住所	穴水町字
氏名	

(※市町記入欄)

市町名	受付番号	受付担当者名
穴水町		